〇阿南市水道水源保護条例
平成7年3月3日
阿南市条例第1号

（目的）
第1条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　水源　法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
(2)　水源保護地域　市の水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域をいう。
(3)　対象事業　別表に掲げる事業をいう。
(4)　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第7条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

（市の責務）
第3条　市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

（管理者の責務）
第4条　管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

（市民等の責務）
第5条　何人も、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（水源保護地域の指定等）
第6条　管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。
2　管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ阿南市水道水源保護審議会（第10条第1項に規定する審議会をいう。第7条第3項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
3　管理者は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
4　前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（事前の協議及び措置等）
第7条　水源保護地域内において、対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。
2　管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。
3　管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、阿南市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（規制対象事業場の設置の禁止）
第8条　何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

（一時停止命令）
第9条　管理者は、事業者が第7条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

（審議会の設置）
第10条　水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、阿南市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。
3　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

（委任）
第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第12条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は15万円以下の罰金に処する。
(1) 第8条の規定に違反した者
(2) 第9条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)
第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成17年12月27日条例第63号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

事業の名称

1 砕石業
2 砂利採取業
3 産業廃棄物処理業